

公 示 送 達 書

菊陽町告示第88号

令和8年10月19日

菊陽町長 吉本 孝寿



地方税法第20条の2及び菊陽町税条例第18条の規定により次の書類を公示送達します。

なお、この公示送達している書類は、当役場税務課に保管してありますので、申出により該当者に交付します。

送 達 す る 書 類 名	書 類 の 送 達 を 受 け る べ き 者	
	住所又は居所	氏名又は名称
令和8年度国民健康保険税納税通知書	熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北2丁目3番地1 尚綱学園如蘭学寮	JEONG SEOYUN
令和8年度国民健康保険税納税通知書	熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北2丁目3番地1 尚綱学園如蘭学寮	KONG YUNJU
令和8年度国民健康保険税納税通知書	熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北2丁目3番地1 尚綱学園如蘭学寮	LIAO CHIH JOU
令和8年度国民健康保険税納税通知書	熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北2丁目3番地1 尚綱学園如蘭学寮	WANG YIYING
令和8年度国民健康保険税納税通知書	熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北2丁目3番地1 尚綱学園如蘭学寮	CHOU WEN YUN
令和8年度国民健康保険税納税通知書	熊本県菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北2丁目3番地1 尚綱学園如蘭学寮	CHU YU JIN
令和8年度国民健康保険税納税通知書	熊本県菊池郡菊陽町光の森5丁目11番地1 レオパレス菊陽Ⅱ 209号	金廣 真一

地方税法第20条の2第3項の規定により、この書類の掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。